

高槻市人権施策推進計画

平成27（2015）年3月

高 槻 市

はじめに

本市におきましては、昭和 53(1978)年 12 月に、基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を日常的に進めることを確認し、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するために、「高槻市人権擁護都市宣言」を行いました。

そして今日まで、「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」(人権施策推進プラン)等に基づき、様々な人権課題の解消に向け、施策を展開するとともに、生き生きと暮らすことのできる社会となるよう各種の取組を行ってきました。



一方、女性、障がい者などの各人権分野において、依然として差別や偏見が存在し、最近では、インターネットを悪用した誹謗中傷、そして、いじめや虐待などに加え、ニートや引きこもりなどの若者に関わる人権問題も生起するなど、人権問題は多様化・複雑化しています。また、これらに加え、他人への思いやりや地域での支え合いの低下などの風潮も見られます。

このような時代であるからこそ、今新たに、命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会を実現していくことが求められていると考え、市では、人権施策推進のための基本理念や基本的方向を明らかにする「高槻市人権施策推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らせる社会の実現」に向けた取組をさらに推進してまいります。

市民の皆様や関係各位におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました高槻市人権施策推進審議会委員の皆様をはじめ、人権意識調査やパブリックコメントなどに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や関係者の方々に、心よりお礼申し上げます。

平成 27(2015)年 3 月

高槻市長 濱田 剛史

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
(1) 人権を取り巻く現状	1
(2) 人権施策の取組	3
(3) 第6回高槻市人権意識調査について	6
(4) 人権施策の必要性	9
第2章 計画の基本理念	10
第3章 計画の期間	10
第4章 人権施策の具体的な取組	
1 あるべき地域社会の実現	11
2 重点課題・方策・取組	12
(1) 施策の柱	12
(2) 人権問題別の重点課題・方策・取組	14
ア 女性の人権	14
イ 子どもの人権	15
ウ 高齢者の人権	17
エ 障がいのある人の人権	19
オ 同和問題	21
カ 外国人市民の人権	23
キ その他の人権課題	24
第5章 計画の推進	
1 施策の実施目標	27
2 計画の推進体制	27
3 計画推進の留意事項	28
□ 計画の体系	29
□ 人権施策に係る具体的諸事業（一覧）	30
[資料編]	
資料1 関係団体の意見	45
資料2 世界人権宣言	49
資料3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	56
資料4 高槻市人権尊重の社会づくり条例	58